

## 令和元年第3回羽幌町議会臨時会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和元年5月10日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 選挙第 1号 羽幌町議会議長選挙について
- 第 4 会期の決定
- 第 5 選挙第 2号 羽幌町議会副議長選挙について
- 第 6 決定第 1号 議席の指定
- 第 7 選任第 1号 羽幌町議会常任委員会委員の選任について
- 第 8 選任第 2号 羽幌町議会運営委員会委員の選任について
- 第 9 選挙第 3号 羽幌町外2町村衛生施設組合議会の議員選挙について
- 第10 選挙第 4号 北留萌消防組合議会の議員選挙について
- 第11 同意第 1号 羽幌町監査委員の選任について
- 第12 承認第 1号 専決処分の承認について  
「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」
- 第13 承認第 2号 専決処分の承認について  
「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 第14 承認第 3号 専決処分の承認について  
「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」
- 第15 承認第 4号 専決処分の承認について  
「平成30年度羽幌町一般会計補正予算」（第11号）
- 第16 議案第25号 物品購入契約の締結について  
「羽幌町いきいき交流センター送迎バス（中型）の購入について」

### ○追加日程

- 第 1 発議第 6号 医療問題調査研究特別委員会の設置並びに委員の選任について
- 第 2 発議第 7号 羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会の設置並びに委員の選任について
- 第 3 発議第 8号 公共施設調査研究特別委員会の設置並びに委員の選任について
- 第 4 発議第 9号 議会・行政改革特別委員会の設置並びに委員の選任について
- 第 5 発議第10号 議員の派遣について
- 第 6 発議第11号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○出席議員（11名）

1番	金木直文君	2番	磯野直君
3番	平山美知子君	4番	阿部和也君
5番	工藤正幸君	6番	船本秀雄君
7番	小寺光一君	8番	逢坂照雄君
9番	舟見俊明君	10番	村田定人君
11番	森淳君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	駒井久晃君
副町長	今村裕之君
教育長	山口芳徳君
監査委員	鈴木典生君
農業委員会会長	高見忠芳君
会計管理者	熊木良美君
総務課長 兼電算共同化 推進室長	敦賀哲也君
総務課総務係長	山田太志君
地域振興課長	清水聡志君
財務課長兼管財係長	大平良治君
財務課税務係長	山川恵生君
町民課長兼住宅係長	宮崎寧大君
福祉課長	木村和美君
健康支援課長	鈴木繁君
建設課長	飯作昌巳君
建設課主任技師兼建築係長	石川隆一君
建設課主任技師兼土木港湾係長	笹浪満君
上下水道課長	渡辺博樹君
上下水道課主任技師兼業務係長	吉田吉信君
農林水産課長	伊藤雅紀君
商工観光課長	高橋伸君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井峰高君

社会教育課長 兼公民館長 体育振興係長	井上 顕 君
農業委員会事務局長	伊藤 雅 紀 君
選挙管理委員会事務局長	敦賀 哲 也 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島 明 彦 君
総務係長	杉野 浩 君
書 記	土清水 彬 君

○臨時議長（船本秀雄君） ただいま紹介されました船本秀雄です。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎町長挨拶

○臨時議長（船本秀雄君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和元年第3回羽幌町議会臨時会の招集に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、去る4月21日に執行されました羽幌町議会議員選挙において町民の皆様の絶大なるご信頼とご負託をお受けし、ご当選の栄に浴されましたことを心からお祝い申し上げます。5月1日に皇太子殿下がご即位され、元号が平成から令和へと改元されました。令和には、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つという意味が込められておりますが、新たな時代がこれまで以上に夢と希望を抱くことができる社会となりますことを心から祈念いたしているところであります。本町におきましても課題は山積みしておりますが、時代の流れを的確に捉え、常に町民目線に立った業務の執行、まちづくりに励んでいく考えでありますので、引き続き議員各位や町民の皆様の格別なるご支援とご協力をお願い申し上げます。

さて、本臨時会は、議会議長の選出を初め、新しい議会構成が主題でございますが、町側よりご提案申し上げますのは、専決処分の承認4件、議案として物品購入契約の締結1件、同意として監査委員の選任1件の計6件でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

○臨時議長（船本秀雄君） 次に、町長部局並びに各機関の課長以上の紹介をお願いします。

○副町長（今村裕之君） それでは、私から執行機関の各委員会等の長のほか、各部局の課長及び事務局長などをご紹介します。

最初に、私でございますが、副町長の今村裕之でございます。昨年12月に就任し、現在に至っております。大変厳しい時代でもあり、多くの課題を抱えておりますが、職員ともども鋭意解決に向けて努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に教育長をご紹介します。

○教育長（山口芳徳君） 教育長の山口です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（今村裕之君） 次に、代表監査委員をご紹介します。

○代表監査委員（鈴木典生君） 代表監査委員の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（今村裕之君） 次に、農業委員会会長をご紹介します。

- 農業委員会会長（高見忠芳君） 農業委員会会長の高見でございます。どうぞよろしく  
お願いいたします。
- 副町長（今村裕之君） 次に、町長部局の課長及び主任技師でございます。初めに、会  
計管理者をご紹介いたします。
- 会計管理者（熊木良美君） 会計管理者の熊木です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（今村裕之君） 次に、総務課長をご紹介いたします。
- 総務課長（敦賀哲也君） 総務課長の敦賀でございます。どうぞよろしくお願いいたし  
ます。
- 副町長（今村裕之君） 次に、財務課長をご紹介いたします。
- 財務課長（大平良治君） 財務課長の大平です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（今村裕之君） 次に、地域振興課長を紹介いたします。
- 地域振興課長（清水聡志君） 地域振興課長の清水です。よろしくお願ひします。
- 副町長（今村裕之君） 次に、福祉課長を紹介いたします。
- 福祉課長（木村和美君） 福祉課長の木村です。どうぞよろしくお願ひします。
- 副町長（今村裕之君） 次に、健康支援課長を紹介いたします。
- 健康支援課長（鈴木 繁君） 健康支援課長の鈴木と申します。よろしくお願いいたし  
ます。
- 副町長（今村裕之君） 次に、町民課長をご紹介いたします。
- 町民課長（宮崎寧大君） 町民課長の宮崎です。よろしくお願ひします。
- 副町長（今村裕之君） 次に、農林水産課長を紹介いたします。
- 農林水産課長（伊藤雅紀君） 農林水産課長の伊藤と申します。どうぞよろしくお願ひ  
いたします。
- 副町長（今村裕之君） 次に、商工観光課長を紹介いたします。
- 商工観光課長（高橋 伸君） 商工観光課長の高橋です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（今村裕之君） 次に、建設課長を紹介いたします。
- 建設課長（飯作昌巳君） 建設課長の飯作でございます。よろしくお願いいたします。
- 副町長（今村裕之君） 次に、建設課の主任技師をご紹介いたします。初めに、土木港  
湾担当の笹浪主任技師であります。
- 建設課主任技師（笹浪 満君） 主任技師の笹浪です。よろしくお願ひします。
- 副町長（今村裕之君） 続いて、建築担当の石川主任技師でございます。
- 建設課主任技師（石川隆一君） 主任技師の石川でございます。よろしくお願ひします。
- 副町長（今村裕之君） 次に、上下水道課長を紹介いたします。
- 上下水道課長（渡辺博樹君） 上下水道課長の渡辺です。よろしくお願ひします。
- 副町長（今村裕之君） 次に、上下水道課の主任技師を紹介いたします。
- 上下水道課主任技師（吉田吉信君） 主任技師の吉田です。よろしくお願ひします。
- 副町長（今村裕之君） 続いて、農業委員会、選挙管理委員会及び監査委員の部局につ

きましてはそれぞれ農業委員会事務局長は農林水産課長、選挙管理委員会事務局長は総務課長、監査委員の室長は議会事務局長が兼ねておりますので、紹介を省略させていただきます。

次に、教育委員会部局でございます。最初に、学校管理課長を紹介いたします。

○学校管理課長（酒井峰高君） 学校管理課長で学校給食センター所長を兼務しております酒井と申します。よろしく申し上げます。

○副町長（今村裕之君） 次に、社会教育課長兼公民館長を紹介いたします。

○社会教育課長（井上 顕君） 社会教育課長兼公民館長の井上でございます。どうぞよろしくご願ひいたします。

○副町長（今村裕之君） 最後に、他の用務により本日欠席いたしております者について、私から氏名のみ紹介をさせていただきます。天売支所長、金子伸二、焼尻支所長、熊谷裕治。

以上でございます。

#### ◎開会の宣告

○臨時議長（船本秀雄君） ただいまから令和元年第3回羽幌町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時10分）

#### ◎開議の宣告

○臨時議長（船本秀雄君） 直ちに本日の会議を開きます。

#### ◎仮議席の指定

○臨時議長（船本秀雄君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

会議規則第4条の規定により、臨時議長が指定することになっております。年齢の若い順に議席を指定しております。したがって、仮議席は、ただいま着席の議席を指定します。

#### ◎会議録署名議員の指名

○臨時議長（船本秀雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、臨時議長において

1番 阿 部 和 也 君                      2番 小 寺 光 一 君

を指名いたします。

#### ◎選挙第1号

○臨時議長（船本秀雄君） 日程第3、選挙第1号 羽幌町議会議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。  
議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○臨時議長（船本秀雄君） ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、立会人に3番、村田定人君、4番、金木直文君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○臨時議長（船本秀雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（船本秀雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長（船本秀雄君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

(投票)

○臨時議長（船本秀雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（船本秀雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番、村田定人君、4番、金木直文君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長（船本秀雄君） 選挙の結果を報告します。

投票数11票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票10票 無効投票1票

有効投票中

森 淳君10票

白票 1票

以上でございます。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、森淳君が議長に当選されました。

出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（船本秀雄君） ただいま議長に当選されました森淳君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

議長に当選されました森淳君より発言の申し出がありますので、これを許します。

○議長（森 淳君） ただいまの議長選挙におきまして議員各位のご推挙を賜り、第23代羽幌町議会議長に選任いただき、改めてその職責の重さに身の引き締まる思いであります。さて、当町はさまざまな課題を抱えておりますが、人口減少が最大の問題であります。特に昨年度は187人も人口が減少しており、予想を上回るスピードでの過疎化の進行が懸念されます。人口対策は早ければ早いほど効果があると言われており、一年一年を無駄にできない瀬戸際にあるのではないかと考えております。私たちは早急に対策としての政策を遂行し、町民一人一人が幸せに安心して暮らすための目的に向かって行動し、町民の期待に応えていかなければならないと思います。議会は住民を代表する機関であります。議会議員は住民の直接選挙で選出された二元代表制の一翼を担う立場であり、執行機関と議会は独立対等の関係に立ち、相互に緊張関係を保ちながら協力して自治体運営に当たる責任を有しております。その上で議会は町政における最高議決機関として町民皆様の多様な意見を反映し、積極的な議論を経て民意を集約する役割を求めており、具体的には町長から提案されたさまざまな案件を審議するに当たり、あくまでも住民にとって最適であるかを常に念頭に置き決定していくこと、また議会の政策形成機能を充実させ、政策提言をする機関として活動することなどで住民の代表としての責任を果たすべきと考えます。私は議長としてこれまでの経験と反省を生かし、これらのことを中心的に推し進めるとともに、常に議会制民主主義の本旨にのっとり公正、公平の立場で議会運営に努め、町民に信頼され、わかりやすい議会となれるよう誠心誠意努力してまいり所存であります。

最後に、町民の皆様、町執行部の皆様、議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。議長就任の挨拶といたします。

○臨時議長（船本秀雄君） これで臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

森議長、議長席にお着きください。

(議長交代)

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(森 淳君) 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日と決定しました。

◎選挙第2号

- 議長(森 淳君) 日程第5、選挙第2号 羽幌町議会副議長選挙を行います。  
選挙は、投票で行います。  
議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

- 議長(森 淳君) ただいまの出席議員は11名です。  
次に、立会人を指名します。  
会議規則第32条の規定により、立会人に5番、工藤正幸君、6番、舟見俊明君を指名  
します。  
投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

- 議長(森 淳君) 投票用紙漏れはありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(森 淳君) 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。

(投票箱点検)

- 議長(森 淳君) 異状なしと認めます。  
念のために申し上げます。  
投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票  
願います。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

(投票)

- 議長(森 淳君) 投票漏れはありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(森 淳君) 投票漏れなしと認めます。  
投票を終わります。  
開票を行います。

5番、工藤正幸君、6番、舟見俊明君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

- 議長(森 淳君) 選挙の結果を報告します。  
投票総数11票  
これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち 有効投票 1 1 票 無効投票ゼロ票

有効投票中

村田定人君 1 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

したがって、村田定人君が副議長に当選されました。

出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（森 淳君） ただいま副議長に当選されました村田定人君が議場におられますので、会議規則第 3 3 条第 2 項の規定により当選の告知をします。

副議長に当選されました村田定人君より発言の申し出がありますので、これを許します。

○副議長（村田定人君） ただいま副議長に選任されましたので、一言挨拶を申し上げたいと思います。

副議長のこの職の重さに身の引き締まる思いであります。副議長として、まずは議長を補佐していく、そういう中で 4 年間のうちになるべく早く信頼のできる、頼れる副議長を目指して頑張ってまいりたいと思っております。同時に、各議会議員の皆様方の議会活動が活発になされる議会運営、そしてまた議会が一丸となって政策提言できる環境、また町政と議会がタッグを組んでまちづくりや各諸問題を解決すべくスムーズに進んでいける、そのような体制をつくりたいと思っております。特に先ほど議長からもお話がありましたように、人口減少問題に関しましてはこれからどのようにしてその人口減少を食い止めていくのか、議会の皆様方、そして町職員の皆様方の総意の中で意見を出し合い進めていかなければならない問題でないかなと思っております。このようなことを胸に置きながら副議長として職を全うしていきたいと思っておりますので、議員皆様方、そして駒井町長様初め町職員皆様方、そして町民の皆様方のご指導、ご鞭撻賜りたくお願いをいたしたいと思っております。

大変言葉足らずではございますが、副議長就任に当たっての挨拶にかえさせていただきます。大変貴重なお時間ありがとうございました。

◎決定第 1 号

○議長（森 淳君） 日程第 6、決定第 1 号 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により議長において指定いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 40 分

再開 午前 10 時 49 分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員諸君の議席番号を事務局長より朗読させます。

事務局長、豊島明彦君。

○議会事務局長（豊島明彦君） 決定いたしました議席のほうをご報告させていただきます。

1 番、金木議員、2 番、磯野議員、3 番、平山議員、4 番、阿部議員、5 番、工藤議員、6 番、船本議員、7 番、小寺議員、8 番、逢坂議員、9 番、舟見議員、10 番、村田副議長、11 番、森議長。

以上です。

○議長（森 淳君） ただいま事務局長朗読のとおり議席を指定します。議席が決まりましたので、それぞれ指定の議席にお着き願います。

暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎選任第1号

○議長（森 淳君） 日程第7、選任第1号 羽幌町議会常任委員会委員の選任を行います。

常任委員選任については、委員会条例第5条の規定によって、総務産業常任委員に磯野直君、船本秀雄君、阿部和也君、逢坂照雄君、工藤正幸君、森淳君、以上6人を、文教厚生常任委員に金木直文君、小寺光一君、平山美知子君、村田定人君、舟見俊明君、以上5名を、広報広聴常任委員に金木直文君、小寺光一君、阿部和也君、舟見俊明君、工藤正幸君、以上5人をそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり常任委員に選任することに決定しました。

ただいま常任委員の選任において私が総務産業常任委員に選任されましたが、常任委員を辞退したいと思しますので、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、副議長と交代します。

（議長 森 淳君 退場）

（議長交代）

○副議長（村田定人君） それでは、お諮りいたします。

ただいま総務産業常任委員に選任されました議長から常任委員を辞退したい旨の申し出

がありました。議長は、その職務上どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、1個の委員会に委員として所属することは適当でなく、また行政実例でも議長については辞退を認めているところでもあり、今般の総務産業常任委員を辞退したいとするものであります。この辞退の申し出について許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務産業常任委員の辞退については許可することに決定いたしました。

議長と交代いたします。

(議長 森 淳君 入場)

(議長交代)

○議長(森 淳君) それでは、休憩をとりたいと思いますが、その間に各常任委員会では委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いします。なお、決定次第会議を再開しますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時07分

○議長(森 淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元に参りましたので、報告します。

総務産業常任委員会委員長に8番、逢坂照雄君、副委員長に2番、磯野直君、文教厚生常任委員会委員長に7番、小寺光一君、副委員長に3番、平山美知子君、広報広聴常任委員会委員長に4番、阿部和也君、副委員長に1番、金木直文君、以上のとおり互選された旨報告がありました。

#### ◎選任第2号

○議長(森 淳君) 日程第8、選任第2号 羽幌町議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条の規定によって、2番、磯野直君、1番、金木直文君、7番、小寺光一君、10番、村田定人君、4番、阿部和也君、8番、逢坂照雄君、以上6人をそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり議会運営委員に選任することに決定しました。  
暫時休憩します。この間に議会運営委員会を開き、委員長、副委員長の互選をお願いします。  
なお、決定次第会議を再開します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時10分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会の委員長、副委員長の互選の結果報告が手元に参りましたので、  
報告します。

委員長に2番、磯野直君、副委員長に1番、金木直文君であります。

#### ◎選挙第3号

○議長（森 淳君） 日程第9、選挙第3号 羽幌町外2町村衛生施設組合議会の議員  
選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は指名推選にいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

羽幌町外2町村衛生施設組合議会議員に1番、金木直文君、7番、小寺光一君、8番、  
逢坂照雄君、9番、舟見俊明君を指名します。

ただいま羽幌町外2町村衛生施設組合議会議員に指名しました4名を当選人とすること  
にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました1番、金木直文君、7番、小寺光一君、8番、  
逢坂照雄君、9番、舟見俊明君が当選されました。

ただいま羽幌町外2町村衛生施設組合議会議員に当選されました1番、金木直文君、7  
番、小寺光一君、8番、逢坂照雄君、9番、舟見俊明君が議場におられますので、本席か  
ら会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎選挙第4号

○議長（森 淳君） 日程第10、選挙第4号 北留萌消防組合議会の議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は指名推選にいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

北留萌消防組合議会議員に2番、磯野直君、5番、工藤正幸君を指名します。

ただいま北留萌消防組合議会議員に指名しました2番、磯野直君、5番、工藤正幸君を当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました2番、磯野直君、5番、工藤正幸君が当選されました。

ただいま北留萌消防組合議会議員に当選されました2番、磯野直君、5番、工藤正幸君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎同意第1号

○議長（森 淳君） 日程第11、同意第1号 羽幌町監査委員の選任についてを議題とします。

平山議員は地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

（3番 平山美知子君 退場）

○議長（森 淳君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 提案理由の説明に入る前に、皆様方に議案のほうへお書き入れ願いたいと思います。

住所、苫前郡羽幌町栄町103番地の31、氏名、平山美知子、生年月日、昭和25年1月10日生まれ、69歳。

それでは、同意第1号 羽幌町監査委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。議会選出監査委員であります船本秀雄氏が平成31年4月30日付をもちまし

て任期満了となりましたことから、新たに平山美知子氏を議会選出監査委員としてご同意賜りたく、ご提案いたすものであります。

既にご承知のこととは存じますが、氏の人格、識見はもちろんのこと、長年培われてきた議員経験のもと、監査委員としてご尽力いただきたく、ご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準により省略します。

これから同意第1号について採決します。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号については同意することに決定しました。

（3番 平山美知子君 入場）

○議長（森 淳君） そのまま暫時休憩します。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時17分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎承認第1号～承認第3号

○議長（森 淳君） 日程第12、承認第1号 専決処分の承認について「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」、日程第13、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、日程第14、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」、以上3件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました承認第1号から承認第3号までの3件につきまして関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第

3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和元年5月10日提出、羽幌町長。

処分内容は、羽幌町税条例等の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成31年3月29日にそれぞれ公布されたことに伴い、羽幌町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものであります。

処分の日は、平成31年3月29日であります。

次のページをお開き願います。羽幌町税条例等の一部を改正する条例。

以下、条文の改正内容であります。別途お配りしております説明資料に記載の羽幌町税条例等の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして説明をさせていただきます。なお、適用条項の改正や条項の整備、字句の訂正等につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承願います。また、元号につきましては条文に合わせ平成のままとなっておりますので、こちらもあらかじめご了承願います。

まず初めに、町民税であります。1、寄附金税額控除の対象要件の見直しであります。特別控除額の控除対象となる地方公共団体に対する寄附金、いわゆるふるさと納税については総務大臣が指定する地方公共団体に対する寄附金を対象とするものであります。

次に、2、住宅ローン控除制度の拡充等であります。住宅借入金等特別控除に係る控除期間を平成43年度から平成45年度まで延長するとともに、住宅借入金特別税額控除に係る申告要件を廃止するものであります。

次に、3、子供の貧困に対応するため非課税措置の対象追加であります。1点目は前年の合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を非課税措置の対象にするものであります。2点目は、単身児童扶養者に該当する場合、扶養親族等申告書、現行の扶養親族申告書に当たる書類になりますが、これにその旨を記載することを追加するものであります。

次に、4、町民税申告書の記載事項の見直しであります。所得税の確定申告に関する記載事項が簡素化されることに伴い、これに合わせ年末調整の適用を受けたものを有する納税義務者が提出する町民税申告書の記載事項を簡素化するものであります。

次に、5、法人町民税の申告納付の改正であります。1点目は資本金を1億円を超える国内に本店、または主たる事務所等を有する法人、ここでは内国法人と呼びますが、この内国法人については申告書等の電子情報処理組織による提出が義務化されることから申告書等の提出方法を柔軟化するものであります。

2点目は、内国法人の申告に際し電気通信回線の故障、災害、その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の措置について規定するものであります。

続いて、固定資産税であります。減額対象家屋の追加に伴う申告関係の追加であります。高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得した代替家屋について特例措置の対象として追加されたため、固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者がすべき申告について新たに規定するものであります。

続いて、軽自動車税であります。1、グリーン化特例を3段階で改正であります。第1段階は一定年数を経過した3輪以上の軽自動車に対する重課税を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車への軽減課税部分を削除するものであります。改正条例で申し上げますと、大きなくくりの第1条での改正になります。第2段階では、重課税に関する規定を整備し、軽減課税については平成33年度分までの2年度延長するものであります。こちらは、改正条例の大きなくくりの第2条での改正になります。第3段階は、平成34年度分及び平成35年度分の軽減課税の対象を電気自動車等に限定し新設するものであります。こちらは、改正条例の大きなくくりの第3条での改正になります。

次に、2、賦課徴収の特例を3段階で改正であります。先ほどご説明申し上げましたグリーン化特例の改正に伴い、こちらも3段階で改正するものであります。改正条例の第1条と第3条では規定の整備を行い、第2条につきましては現行と同内容で賦課徴収の特例について新設するものであります。

次に、3、環境性能割の非課税規定を新設であります。平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用の3輪以上の軽自動車については自動車による環境負荷の低減を図るため環境性能に応じて税率が決定される環境性能割を非課税とする規定を新設するものであります。

次に、4、環境性能割の賦課徴収の特例規定を追加であります。1点目は、環境性能割の適用を受ける車両に該当するかの判断基準を明確化するものであります。2点目は、軽自動車税の納期限後に不正を事由として環境性能割の認定が取り消された場合の不足分税額に関する納税義務者を規定するものであります。3点目は、不正を事由として環境性能割の認定が取り消された場合、納付税額は不足額に100分の10を加算することを規定するものであります。

次に、5、環境性能割の税率の特例規定を追加であります。平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用の3輪以上の乗用の軽自動車については環境性能割の税率を1%減とする規定を新設するものであります。

改正内容につきましては以上であります。なお、施行期日及び適用に関する経過措置につきましてはそれぞれ附則を設けて定めております。

これで承認第1号の説明を終わります。

次に、承認第2号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

議案をごらんください。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決

処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和元年5月10日提出、羽幌町長。

処分理由は、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成31年3月29日にそれぞれ公布されたことに伴い、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものであります。

処分の日は、平成31年3月29日であります。

次のページをお開き願います。羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険税条例（平成24年羽幌町条例第10号）の一部を次のように改正する。

条文を読み上げます。

第23条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

改正内容の説明をいたしますが、先ほどの説明資料の3ページ、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして改正内容の説明をいたします。今回の改正につきましては、国民健康保険税の軽減判定所得の見直しであります。国民健康保険税においては、低所得者に対する保険税の軽減対策として所得に応じて均等割額や世帯別平等割額を7割、5割、2割軽減しておりますが、消費者物価の伸び等を考慮して見直すこととされており、軽減判定所得を拡充するものであります。7割軽減は変更ありませんが、5割軽減と2割軽減の被保険者数に乗じる金額の改正で、5割軽減は27万5,000円を28万円とし、2割軽減は50万円を51万円とする改正であります。

施行期日は平成31年4月1日としており、この規定は平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度までの分については従前の例によるもの附則を設けております。

これで承認第2号の説明を終わります。

次に、承認第3号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和元年5月10日提出、羽幌町長。

処分内容は、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成31年3月29

日にそれぞれ公布されたことに伴い、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものであります。

処分の日は、平成31年3月29日であります。

次のページをお開き願います。羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例。

以下、条文の改正内容でございますが、別途お配りしております承認第3号 羽幌町都市計画税条例新旧対照表をごらん願います。

A4の1枚物で両面印刷となっております。左側が現行条文、右側が改正案となっております。改正部分には下線を引いております。今回の改正につきましては、ごらんのとおり地方税法の改正に伴い適用する条項にずれが生じることから改正するものでありますので、説明については省略をさせていただきます。

施行期日は、平成31年4月1日としております。また、この規定は別段の定めがあるものを除き、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については従前の例によるもの附則を設けております。

これで承認第3号の説明を終わります。

以上、承認第1号から第3号につきましてよろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第1号 羽幌町税条例等の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 羽幌町税条例等の一部を改正する条例は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第2号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第3号 羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例は原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎承認第4号

○議長（森 淳君） 日程第15、承認第4号 専決処分の承認について「平成30年度羽幌町一般会計補正予算」（第11号）を議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました承認第4号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和元年5月10日提出、羽幌町長。

処分内容は、平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第11号）であります。

次のページをお開き願います。専決処分書であります。平成31年3月29日付による専決処分であります。

次のページの補正予算書をお開き願います。既定予算総額に変更はなく、地方債を変更するものであります。

3ページをお開き願います。第2表、地方債補正は過疎対策事業債の申請総額の調整により医師確保対策事業債に係る限度額を増額したものであります。

続きまして、補正の内容をご説明いたします。7ページをお開き願います。4款衛生費、保健衛生費の補正は医師確保対策事業の財源の一部を一般財源から過疎対策事業債に財源更正するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをごらん願います。17款繰入金、財

政調整基金繰入金290万円の減額補正は財源調整として減額するものであります。

以上が専決処分により補正をした予算の内容でありますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第4号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 専決処分の承認について「平成30年度羽幌町一般会計補正予算」（第11号）は原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎議案第25号

○議長（森 淳君） 日程第16、議案第25号 物品購入契約の締結について「羽幌町いきいき交流センター送迎バス（中型）の購入について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） ただいま上程されました議案第25号 物品購入契約の締結について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和元年5月10日提出、羽幌町長。

契約の目的は、羽幌町いきいき交流センター送迎バス（中型）、1台の購入でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約の金額は2,138万4,000円、うち消費税額158万4,000円を含みます。

契約の相手方は、苫前郡羽幌町北大通3丁目20番地の1、有限会社北王自動車整備工業代表取締役、有沢護。

提案の理由でございますが、契約の予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第25号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 物品購入契約の締結について「羽幌町いきいき交流センター送迎バス(中型)の購入について」は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程の追加

○議長(森 淳君) お諮りします。

ただいま議長から発議第6号、発議第7号、発議第8号、発議第9号、発議第10号及び発議第11号が提出されました。発議第6号、発議第7号、発議第8号、発議第9号、発議第10号及び発議第11号は、緊急を要する事件と認め、地方自治法第102条第6項の規定に従い、これを本議会の日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5及び追加日程第6として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号、発議第7号、発議第8号、発議第9号、発議第10号及び発議第11号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5及び追加日程第6として議題とすることに決定しました。

昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長(森 淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎発議第6号

○議長(森 淳君) 追加日程第1、発議第6号 医療問題調査研究特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。医師不足の現状は、抜本的解決がなされないまま深刻な社会問題となっており、新医師臨床研修制度により医師の地域偏在が進み、地域医療が崩壊する危機的状況にあります。議会の立場としても医師不足の解消や離島住民の緊急医療問題など地域医

療に係る総合的な調査研究及び要望活動を推進する必要がある、全員の議員をもって構成する医療問題調査研究特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査にいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、本案につきましては全員の議員をもって構成する医療問題調査研究特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査にすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました医療問題調査研究特別委員会の正副委員長の互選については、この場において特別委員会を開催し、指名推選により行いたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時01分

○議長(森 淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中の医療問題調査研究特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に3番、平山美知子君、副委員長に2番、磯野直君であります。

#### ◎発議第7号

○議長(森 淳君) 追加日程第2、発議第7号 羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。羽幌町の中心市街地のにぎわいは、地域経済に与える影響も大きく、今後における中心市街地の活性化を鑑みるとき地域経済の推進や空き店舗等の有効活用など議会においても多角的な視点に立ち、中心市街地活性化等の調査研究を行う必要があります。これらのことから、全員の議員をもって構成する羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査にいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、本案につきましては全員の議員をもって構成する羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会の正副委員長の互選については、この場において特別委員会を開催し、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時03分

再開 午後 1時03分

○議長(森 淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中の羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に4番、阿部和也君、副委員長に5番、工藤正幸君であります。

#### ◎発議第8号

○議長(森 淳君) 追加日程第3、発議第8号 公共施設調査研究特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会としても本町の公共施設の現状と課題を把握し、今後における公共施設のあり方など長期的な視点に立ち、調査研究を行う必要があります。これらのことから、全員の議員をもって構成する公共施設調査研究特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、本案につきましては全員の議員をもって構成する公共施設調査研究特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました公共施設調査研究特別委員会の正副委員長の互選については、この場において特別委員会を開催し、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時05分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中の公共施設調査研究特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に7番、小寺光一君、副委員長に9番、舟見俊明君であります。

◎発議第9号

○議長（森 淳君） 追加日程第4、発議第9号 議会・行政改革特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。住民の意思を代表する議会として議会機能の充実、発展のため議会改革等を推進する必要があります。また、本町は重要課題が山積しており、今後の財政事情が懸念されることから、議会の立場としても行財政全般にわたり調査研究する必要があります。これらのことから、全員の議員をもって構成する議会・行政改革特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、本案につきましては全員の議員をもって構成する議会・行政改革特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました議会・行政改革特別委員会の正副委員長の互選については、この場において特別委員会を開催し、指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時07分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中の議会・行政改革特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に1番、金木直文君、副委員長に8番、逢坂照雄君であります。

◎発議第10号

○議長（森 淳君） 追加日程第5、発議第10号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員の調査研究のため、本日より6月までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外

の関係機関に議員を派遣したいと思います。なお、派遣する議員については、案件を勘案の上、その都度議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号は原案のとおり決定されました。

◎発議第11号

○議長(森 淳君) 追加日程第6、発議第11号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事項調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号は原案のとおり決定されました。

◎閉会の宣告

○議長(森 淳君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

したがって、令和元年第3回羽幌町議会臨時会を閉会します。

(午後 1時09分)